



令和4年度
夏号

発行：多治見市役所道路河川課 交通指導員

《岐阜県の自転車条例 令和4年10月1日施行》

備えて安心！

* 自転車損害賠償責任保険等

への加入義務化

- PTA や学校が窓口の保険
- 自動車の任意保険
- 自転車安全整備店の TS マーク など



◎万が一の加害事故に対応できるよう、
10月までに加入しましょう。

身を守る！

* ヘルメットの着用努力義務

◎ヘルメットをしていれば助かる命があります。

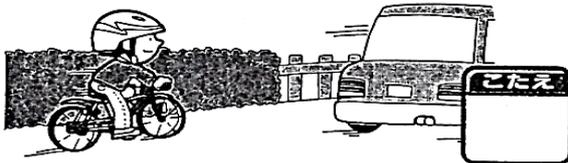
最近は帽子を被っているように見えるタイプもあり、昔よりも抵抗なく被ることができると思います。お洒落もでき、命を守る行動もできていいですね。



じてんしゃ こうつう 自転車の交通ルール O×クイズ！



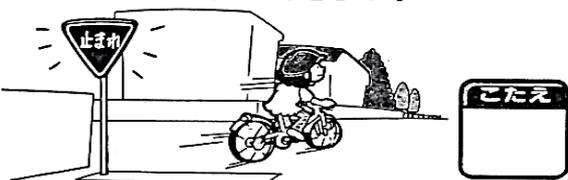
ほどう どうろ はし
歩道のない道路を走るときは、
どうろ ひだりがわ はし
道路の左側を走る。



ほどう はし
歩道を走るときは、
すぐに止まれる速さで走る。



「止まれ」の標識がある場所でも、
じてんしゃ はし
自転車は止まらなくてよい。



ある ひと
歩いている人のじゃまになるときは、
じてんしゃ と さき とお
自転車を止めて先に通ってもらう。



こうつう まも うんてん たの
交通ルールを守って、運転を楽しみましょう！

10月 12日 20日 22日 24日 26日 28日 30日 31日